

消 防 危 第 167 号
平成 30 年 9 月 6 日

北海道消防防災主管部長 } 殿
札幌市消防局長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

大規模地震発生後の危険物施設の安全確保について

消防庁では、「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災等対策の推進について」（平成 26 年 5 月 23 日付け消防危第 136 号）に基づき、地震発生時及び地震後の復旧時における危険物施設に係る事故防止について推進しているところです。

本日、北海道胆振^{いぶり}地方中東部を震源とする地震（最大震度 6 強）が発生しました。この地震による被害の全容は明らかとなっていない状況ですが、地震の揺れによる土砂崩れや液状化等が発生しており、今後も同地域での地震の発生が懸念されているところです。また、石油コンビナート地域に存する屋外タンク貯蔵所において、変形等の被害も発生しているところです。

この地震の影響が大きかった地域に存する危険物施設を保有する事業者においては、復旧に向けた施設の点検等を実施しているところと考えられますが、作業者の安全に十分に配慮するとともに、危険物施設の安全確保が図られるよう、当該ガイドラインを参考として指導の徹底をお願い致します。

なお、当該ガイドラインは消防庁ホームページに掲載しております。（「危険物施設の震災等対策ガイドライン」<http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/guideline.html>）

消防防災主管部長におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願い致します。

消防庁危険物保安室

担当：竹本補佐、小島係長、篠崎事務官

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534